

第九十二回帝國議會 衆議院 勞働基準法案委員會會議錄(速記)第六回

付託議案 勞働基準法案(政府提出)(第九號)

昭和二十二年三月十七日(月曜日)午後二時三十分開議

出席委員

委員長 矢野庄太郎君 理事小島 徹三君 理事椎熊 三郎君 理事土井 直作君 江崎 眞澄君 藥師神 岩太郎君 齋藤 徳君 野木 清左門君 伊藤卯四郎君 荒畑 勝三君 石田 一松君 山崎 道子君 野本 品吉君 野村 ミス君

○矢野委員長 異議がなきもの認めます。それではたゞいまより勞働基準法案を議題として討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。小島徹三君。

○小島委員 私は自由黨を代表して原案に賛成するものであります。しかし御承知のように、本法案は非常に進歩的のものでございまして、現在の日本の經濟上の段階におきましては、相當これを適用するの無理があるのではないかと、各委員が一致して政府に質問せられたところであり、その結果非常に無理があるからして、中小工業者に対しては特別に政府は保護しなければならぬという考え方もあります。またある一面においては、このような法案を適用した結果、中小工業とか、あるいは一般の企業家というものが、國際競争場裡において立つことができない。競争に耐えなくなるであらうからして、これらを國家企業にしたらどうかというようない意見があります。それ、その結果につきましては、意見がござい

ますけれども、ともあれこの法律が非常に進歩的であるかどうかが、現在の段階におきまして直ちに適用することに無理があるのではないかと、このことにつきましては、みな危惧の念をもつておる次第であります。しかしながらこの法案というものは、現在の段階において非常に困難を伴うものであ

るといたしましたとしても、憲法において保障しておるところの人間としての生活を保障された勞働者の權利を擁護するものでありますからして、何としてもこれはそのまま適用していかなければならぬ。もしもこの適用にあたりまして苦心を加えて、大目にこれを見逃していきますれば、永久に日本の勞働者は救われぬという点になりまして、政府はこの点につきまして十分なる熱意と、また落ちない研究を拂つて、適用については間違のないよううにしていただきたいということを希望いたしました。私は賛成するものであります。(拍手)

○矢野委員長 椎熊三郎君。○権熊委員 この勞働基準法がこの内閣の手によつて立案せられて、そしてわれ、新憲法をつくつたこの議員にできることを、私は非常に光榮と思ふと同時に、この法案の決定によつて、日本の勞働者の階級に對しては畫期的な一つの革命的問題であると思われます。すなわちこの法案の確定によつて、日本の勞働者の地位は、人としての生活を保障せられ、そして世界の水準におけるところの勞働規約の下に、勤務に意欲を發揚することができるような状況に立ち至るといふことは、わが國の勞働者のために同慶にたえない。この審議の経過を見ますと、各黨とも根本的にはほとんどこの法案に熱意をもつて賛成せられておるやうでござい。個々の點について

は多少の意見もあつたやうでござい。するけれども、概してこの法案の進歩性、しかも今日まで政府が提案した法律の中で、わが國議會制度が始まつて以來、かくのごとき進歩的な方法をもつて決定した政府提出の法律案というものは、これをもつて嚆矢とするのである。私はこれを考へるのであります。法律の内容から見ますと、敗戦後の現實の日本から見ると、飛躍的であり、すこぶる實情に適するが、ごとき觀を呈する點もなきにしもあらずでござい。ますけれども、これらといえども眞の日本の産業界の將來のあり方を見ますならば、これではなくてはいかぬと思ふのです。舊來のごとき低賃金制度、あるいは勞働者の犠牲に對しての廉價貿易をやるといふやうなことは許されぬことなである。まず勞働者の生活を現實に擁護してやる。そして地位を認め、人格を尊重し、その基礎の上に立つた企業でなければ、ほんとうの意味の産業ではないと私も思ふ。よつて現在の日本の中小企業の上からは、やゝこれを受入れるに困難の點があるかもしれぬが、かくのごとき革命的な法律をつくる以上は、初めからすなりゆくわけがないので、多少の困難を伴ひましても、斷じてこの法案を施行すべきものであると私は確信いたします。この意味におきまして、法案の個々の條章については多少の意見もございましたが、今この法案の問題に手を加えて、それがまた關係方面との事情を生

じたり、樞密院との關係が生じたりすることによつて、この法案の成立が萬一にも遅れるというやうなことがあるならば、實に申譯ないことだと私も思ひます。今や私も既に議會の解散も目前に迫つております。新憲法を審議決定したわれ、の光榮は、續いてこの勞働基準法を審議確定すること、短い會期ではあつたが非常に重大な意義をもたらすものであることを確信するがゆゑに、多少不滿の點はござい。ましたが、政府提出の原案通り無修正のまゝに私は通過せしめたい。こゝういう考へ方でございまして、日本進歩黨は原案に滿腹の敬意を表して賛成するものでござい。以上賛成の理由を申し上げ。○矢野委員長 荒畑勝三君。○荒畑委員 社會黨は原則的に本案に賛成でござい。もう既に意見は十分に盡されましたから、こゝで詳しい説明は申しませんが、たゞ本案に對して私どもとしてはきわめて經微なる修正の意見を有しております。たゞわれ、の提出しようとした修正の條は、印刷が間に合いませんで各委員のお手許へまわしておけませんので、こゝで討論の基礎といたすことができませんので、その點については本會議の討論に譲りまして、たゞかような點において、私どもが修正意見を抱いているという點だけを、こゝで申し上げておきたいと思ひます。第一に法案第二十條、「使用者は、勞働者を解雇しようとする場合におい

思ひます。御異議はありませんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

第六類第五號 勞働基準法案委員會會議錄 第六回 昭和二十二年三月十七日

ては、少くとも三十日前にその預告をしなければならぬ。三十日前に預告をしないう使用者は、三十日分以上の平均賃金を支拂わなければならない。この點につきましては、私どもは三十日を六十日と修正したいと考えております。

次に第二十四條の第二項、「賃金は毎月一回以上、一定の期日を定めて」云々とありますのを、二回以上と修正したいと存じます。

第三は、第二十六條「使用者の責に歸すべき事由による休業の場合において」云々とありますのを、「勞働者の責に歸すべき事由による休業の場合においては」云々と修正したいのであります。

次に第三十條の第四項の次に、「賃金委員會は、最低賃金に關する發議權を有する」という一項を挿入し、第五項中「前三項」を「第二項乃至第四項」に改めたいのであります。

次に第三十二條、「使用者は、勞働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十八時間を超えて、勞働させてはならない。」この條文を、「使用者は、勞働者に、休憩時間を含み一日について八時間、一かように修正したいのであります。

次に第三十四條、「使用者は、勞働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を勞働時間の途中に與えなければならぬ。」これを、「使用者は、勞働時間が五時間を超える場合においては少くとも四十五分、七時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を與えなければならぬ」と修正した

したいと思ひます。

次に第五十六條、「満十五歳に満たない児童は、勞働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。」これを、「満十六歳に満たない児童は、勞働者として使用してはならない。但し、満十五歳以上の児童で、云々と十五歳を十六歳にし、十四歳を十五歳に修正したいと存じます。

最後に第六十條の第二項「第五十六條第二項の規定によつて使用する児童については、第三十二條第一項の勞働時間は、修學時間を通算して、一日について六時間、一週間について三十六時間とする。」この第二項を「第五十六條第二項の規定によつて使用する児童については、第三十二條第一項の勞働時間は、修學時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。」

この第二項を「第五十六條第二項の規定によつて使用する児童については、第三十二條第一項の勞働時間は、修學時間を通算して、一日について六時間、一週間について三十六時間とする。」かように修正をいたしたのであります。これらの點は既に質問の際にわが黨の各委員によりまして説明せられたところでありまして、その詳しい理由の説明はこゝでは省くことにいたしておきます。

○矢野委員長 石田一松君。

○石田委員 私は國民協同黨を代表いたしまして、大體において本案の精神に賛成するものでございますが、一部の修正意見を申し述べたいと思ひます。それは第五十六條の「満十五歳に満たない児童は、勞働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者についてはこの限りでない。」

その末尾に「この場合使用は、これらの児童で定時制の高等教育を受けようとする者に對して修學に關する便宜を與えるようにつとめなければならない」といふ規定を挿入することをこゝに提議いたします。この理由につきましては本會議において本委員から質問も、少くとも終戦前までは、満十八歳までの勤勞青少年は青年學校に學ぶ義務をもち、また使用者としてもこれに勉學の機會を與える義務をもつておつたのであります。戦争中の青年學校は軍國主義的色彩の濃厚なものでありまして、すでにこれが文部省あたりの言明によりまして、高等學校程度のパート・タイムの學校として更生するといふ意思表示、言明をいたしました。私はこの際この定時制の學校に働きたつて學ぼうとする向學の氣に燃えた青少年に、道德的でなくて法律的根柢のある就學の機會を與えよう、という意味において、この五十六條の末尾にたゞいま申し上げました規定の挿入を主張いたします。社會黨の修正案に對しても全面的にこれに賛成の意を表して、國民協同黨の討論にかえます。

○矢野委員長 石田君にお尋ねいたしますが、あなたの方の修正案は、まづ五十六條の中で満十五歳とあるのを満十六歳というように書き直す。それから五十六條の但書に満十四歳とあるのを十五歳に書き直すというこのほか、五十六條第一項の末尾に「この場合使用者は、これらの児童で定時制の高等教育を受けようとする者に對して修學に關する便宜を與えるようにつとめなければならない。」こゝういふことになりませんか。

○石田委員 そうであります。

○矢野委員長 なおお尋ねいたしますが、それ以外はやはり社會黨と同じような修正案でございますね。

○石田委員 そうです。

○矢野委員長 わかりました。討論は結局いたしました。これより採決を行います。先ず社會黨と國民協同黨との修正案で、共通でない部分は第五十六條、第一項の末尾の「この場合使用者は、これらの児童で定時制の高等教育を受けようとする者に對して、就學に關する便宜を與えるようにつとめなければならない。」という點であります。この共通でない部分は後になります。社會黨と國民協同黨との共通部分については採決いたします。修正案のうちでこの共通部分の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(贊成者起立)

○矢野委員長 起立少数であります。次に國民協同黨提出の修正案で、社會黨と共通でない部分があります。その部分はたゞいま申し上げました五十六條の第一項の末尾に加えようという修正案であります。これについて採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(贊成者起立)

○矢野委員長 起立少数であります。よつて修正案はとも否決となりました。

續いて原案について採決をいたします。政府原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○矢野委員長 起立總員、よつて政府原案は可決と相なりました。(拍手) これにて本委員會に付託された議案

の審査は終了いたしました。一言御挨拶を申し上げます。不肖私が無事にこの重大なる任務を務め得ましたことは、皆さんの御同情と御支援の賜であると深く感謝いたします。本日はこれをもつて散會いたします。午後二時五十三分散會